平成２７年（フ）第２９号
北海道北見市桂町１丁目209番地16、住民票上の住所北海道北見市美山町西１丁目50番地104
債務者　信清　和志
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
香川県高松市寺井町1215番地１　メゾネットみやまさＡ－201
債務者　美濃部智之
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野菜蕗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７号
山形県酒田市上青沢字南ノ前田18番地
債務者　川俣　　純
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井野裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３５１号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住６－402号
債務者　中村富美子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹治　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６８号
広島県大竹市松ケ原町199番地
債務者　新矢　孝子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５３号
広島市西区楠木町４丁目11番７－102号
債務者　竹田　真吾
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２７号
広島市佐伯区皆賀２丁目１番31－707号
債務者　畑田　　剛
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
兵庫県豊岡市日高町江原255番地の６
債務者　藤本　幹夫
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第３４６号
大分市大字永興692番地の９
債務者　正　　友法
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　雄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６０号
兵庫県尼崎市梶ケ島７番６号
債務者　片山　貞子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１８号
北九州市八幡西区永犬丸５丁目10番29号
債務者　井原　美紅（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３２号
北九州市小倉南区南方５丁目15番７号　Ｂ棟201
債務者　園田　　聡
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　我那覇東子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０３号
沖縄県那覇市楚辺２丁目35番14－702号　古波津商事ビル
債務者　鈴木　健仁
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４８号
函館市大川町10番13号
債務者　長坂　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１４９号
函館市大川町10番13号
債務者　長坂昇一郎
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１１５号
愛知県高浜市湯山町８丁目13番地21雇用促進住宅湯山宿舎４棟203号、前住所愛知県安城市赤松町大北26番地プラシードＢ103
債務者　杳名　香余（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０３８号
大阪市生野区鶴橋２丁目11番12号、前住所大阪市浪速区恵美須西１丁目２番14－202号
債務者　片岡　雄大
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部